

柔道における礼法の変遷と取り扱いについて

野瀬清喜*

I 緒言

柔道競技は昭和31年（1956）に東京で開催された第1回世界柔道選手権大会を口火として昭和39年（1964）の東京オリンピックから正式種目として採用されている。スポーツ界の最高峰といわれるオリンピック大会の正式種目となったことにより、柔道は飛躍的に国際化が進められ、世界各国で国際大会が開催されるようになった。このように柔道は日本の伝統文化である武道の中で、戦後いち早く世界的な発展を遂げていったのである。

しかしながら、柔道の本来の目的は修行（練習）を通して身体・精神を鍛練し、理想的な自己を完成させることにある。このような、急激な国際化・スポーツ化により勝利至上主義あるいは技術や体力の向上のみに主眼がおかれる傾向が見られるようになったのではないか。その結果、礼法や伝統的な行動の仕方は軽視され、礼法などはただ形のみとなっている場面も多く見られる。また、礼法や伝統的な行動の仕方自体が、明らかにされていない部分も多い。文部省発行の「柔道指導の手引き」においても、礼法や伝統的な行動の仕方、柔道の形等を重視して指導を行う¹⁾という記述が見られるが、取り扱い内容については触れられていない。

そこで本研究では、学校体育における柔道の伝統的な行動の仕方とは何か。競技としての柔道の礼法に伝統的な行動の仕方というものが存在するのか。「講道館柔道試合審判規定」「柔道の指導書」「柔道指導の手引き」などから柔道における礼法の変遷や伝統的な行動の仕方についての記述を探し出し、その意義や、歴史的背景、社会性について明らかにし、柔道の学習者が伝統的な行動の仕

方を理解するための一助とするものである。

II 研究方法

本研究は、柔道における礼法や伝統的な行動の仕方についてその意義や、歴史的背景、社会性を明らかにし、学校体育における必要性を理解することを目的としている。これらの目的を達成するために、講道館柔道試合審判規定、柔道の手引きにより礼法における伝統的な行動の仕方についての記載を抜き出し、それらについて研究を進めるものである。また、併せて先行研究の中で、礼法及び伝統的な行動の仕方についての記載がある柔道専門書及び体育関係定期刊行物に記載された論文を精読し、検討を行う方法を取った。調査項目は以下の通りである。

- ① 礼法の起源と変遷
- ② 柔道における礼法の変遷
- ③ 正座と蹲踞
- ④ 講道館柔道の礼法
- ⑤ 柔道形の礼法
- ⑥ 正面・上座・神棚への礼

III 本論

1 礼法の起源と変遷

礼法の意味を大漢和辞典で調べると「我が身を修め、人と交わり、世と接し、鬼神につかえて、理にかない、生を逃げるために守るべき儀法、情にもとづいて敬を主とし、過ぎたるを節し、足らぬを文り、つとめて中正に合致させるのが其の目的で、外形を修めて内心を正すのが其の特色である²⁾とある。また、礼の字は、本来「禮」と書き、「豊は、たかつき（豆）に形よくお供え物を

* 埼玉大学教育学部保健体育講座

もったさま」を表し、これに示(祭壇)があわさった字で、「形よく整えた祭礼」を示したものであった⁹⁾。

古来より、人は身にふりかかる幸不幸、天変地異、農作物の吉凶は、神のしわざによるものと信じられてきた。そのため、神前で深々と礼を行い、自分の行いを悔い改めたり、神に加護を願ったり、祈ったのである⁹⁾。

中国における礼の意義として、紀元前5世紀頃、孔子の『論語』学而篇に、「禮の用は、和を貴しとなす。先王の道、斯を美となす」と記され、人間関係においては、相手の心を察しそれに己を合わせて、全体の和を図っていくのが礼の働きであると説かれている⁹⁾。日本においては中国文化の受容が進むなかで、儒教の根本を成す礼を理解するのは容易ではなかったが、儒教の徳目の一つとしての礼に関する知識は広まり、礼は、人間関係の表面的、形式的なものをさす言葉として用いられることが多く、「礼儀は下から慈悲は上から」「礼過ぐれば諂いとなる」というように上下の道徳の中で説かれ、「親しき仲に礼あり」というように礼節が重視された。他方、礼は中世以降、敬礼、敬意を表す動作、感謝を表すことばの意味で用いられ、恩恵に対するお返しとして贈与する金品をいうことばにもなった⁹⁾。もともとわが国には、本来の民族性と慣習に基づく礼がある⁹⁾。しかし実際には、礼の精神と形式とは、本来一つのものであるにもかかわらず、時により形式尊重に流れたり、精神偏重に陥ったりしたといつてよい。江戸時代、幕府は武家諸法度を公布し、その中で礼節を知らしめ、武家礼法の復興に努めている⁹⁾。明治維新の訪れによって、我が国の文化は一顧もされない風潮となった。礼についてもその精神まで喪失したかの観があった。しかしながら、伝統的な礼の心や形は、特定の場所で、それぞれの意味と特徴をもちながら残されていたのである⁹⁾。

2 柔道における礼法の変遷

江戸時代末期から明治時代初期にかけて、柔術の礼は、勸進相撲(室町中期頃に、神社や寺院の建立、修繕をする資金を集めるために寄進を進めるために行われる相撲)の指建礼(図1)からく

る相手と正対して指建礼と同じような蹲踞礼をする場合と、半身になって片膝をついた姿勢よりの座礼、両膝をついて爪先立てた姿勢よりの座礼があった。講道館では草創期より両膝をついて爪先立てた姿勢よりの座礼(図2参照)を行っていた¹⁰⁾。それは、磯貝一の記した『柔道手引草』に「さうして其禮の仕方は圖の如く互いに両足を爪立ち両膝と両手とは畳に着けずとも頭を肩の高さまで下げるのであるが、師弟の間柄又は数段優劣の差ある場合には一方の礼を幾分か略し、必ずしも両膝を畳に着けずとも頭を肩の高さまで下げずともよいが両手は必ず畳に着けなくてはならぬ。」¹¹⁾と記されている。学校儀式の礼式が確立した日露戦争後、武道の礼式が確立されてくる。そこで柔道も、明治39年(1906)大日本武徳会との間で合意された「乱捕の形」で、この講道館式の礼式が採用され、この講道館式の礼は、「右座左起」の方式を取っていた¹²⁾。礼法家の小笠原清忠も述べているように、「昔は男は左足から、女は右足から立つことが原則であった」が、武士の礼と同様に、講道館の「右座左起」が一般的であった¹³⁾。なお、これが「左座右起」に統一されたのは、国民共通の礼法として編纂された「礼法要項」が、昭和16年(1941)に発表されて以降のことである¹⁴⁾。講道館は、昭和17年(1942)12月にそれまでの礼法を改正して左座右起とした。これにより柔道共通の座礼となったのである。さらに、この改正とともに座の姿勢は爪先立てる姿勢から足の甲を畳につける正座姿勢へと代わり、「左座右起」(図3～図6参照)という一連の礼儀作法が整えられた¹⁵⁾。それは明治末期に女子の作法要項を作成する過程で、武家の婦人の作法、「左座右起」の方式が採用されていくうちに、男子も含めた礼法となり座礼の仕方となったのである¹⁶⁾。柔道の座礼が立礼に変化するの、大正9年(1921)に村上邦夫が書いた『乱捕の形(柔道業書)』(柔道会)が最初であり「立礼は自然本体に立って気を静め心を恭順の意あって、上体が自然に傾くのである。その傾ける度合いは約三十度である。目は相手を注目するのではなくて、自然本体に立って居た姿勢のまま、前に傾けるのである。これは柔の形などの時に用いる。」¹⁷⁾とされ、次

第に競技化・国際化が進むにつれて「立礼」が指示されるようになった¹⁹⁾。

現代柔道の礼法は、講道館柔道試合審判規定の取扱い統一条項の中に柔道試合における礼法の趣旨として「礼は、人と交わることに当り、まずその人格を尊重し、これに敬意を表することに発し、人と人との交際をととのえ、社会秩序を保つ道であり、礼法は、この精神をあらわす作法である。精力善用・自他共栄の道を学ぶ柔道人は、内に礼の精神を深め、外に礼法を正しく守ることが肝要である」²⁰⁾と記載がされている。これを基に現在の多くの柔道教授書は「他人に対して敬意を表する形式であるから、形・乱取の練習や試合の前後には必ず行うべきである。形も乱取りもその事柄が争いであるから、始めるときも終わったときも敬意を表し、相互の間には尊敬しあっているという心持ちを示すのである」²⁰⁾等と記述され、礼の心とその形式についてが記されていた。しかし、その起源や変遷についての記載が十分ではなく、現在の礼は、試合や練習の作法として取扱われ、それを怠っても罰せられないため、形式的なものになっているのではないかと思われる。

3 正座と蹲踞礼

(1) 柔道の正座

座姿勢は、立姿勢と臥姿勢の間にあるものすべてを含むわけであるが、野村茂治は、床や畳に直接臀部や脚部を着けて座るのを平座といい、椅子や床几など媒介物に臀部をのせるのを立座とよんでいる²¹⁾。正座が日本独特のものといっても、一般家庭に正座が普及したのはそれほど古くなく江戸中期（元禄）頃と考えられる。それは一般家庭に畳が普及したのと同じ時期であると考えられる。また、その頃土農工商を代表とする身分の上下関係の強化に伴い、礼式がやかましく言われるようになり、さらにはこの時期、茶道・華道・芸道・武道の発展がある²²⁾。武道においては、試合練習の前後だけでなく休憩時にも正座で座ることが習慣化されてきた。特に柔道では競技場が畳であることから一層正座が強調されてきた。柔道における正座法の要点は、あごを引き脊柱をのばし、腹部を前方に臀部を後方に突き出し、拇指を重ね

て座り、いくぶん上体を前方に傾けるというものであるが、右拇指を重ねて座るので指座ともいわれる²³⁾。この指座について嘉納治五郎師範は明治42年（1909）に「教育時論」の中で次のように述べている。各種座法のうち、臀座は最も安定した形であるが素早い動作に不向きであり、足心座は進退の位置の転換は自由であるが安定性にかけるので、その中庸をとり指座を採用するというのである。臀座は入沢の論文の中で割座として出てくるもので、両足を開き尻部を直接床につける座り方で、足心座は左足の土踏まず部に右足の甲を重ねて座る方法である²⁴⁾。

(2) 蹲踞

蹲踞（図7参照）は、『大漢和辞典』によると、うづくまる・かがむ・膝を立て、腰をおろすとあり、さらに座作に礼のないこととある²⁵⁾。また、「中国の文化と礼俗」の説明から、蹲踞は尻を地に着けた傲慢無礼な態度とし²⁶⁾、座作に礼のない姿勢と説いた。これに対し『広辞苑』などには蹲踞は、古代から敬礼・恭敬のための姿勢としての意義が述べられている²⁷⁾。蹲踞は、『古事記』『万葉集』をはじめ、『源平盛衰記』『吾妻鏡』『北山殿行幸記』『走衆故実』等々にしばしばその事例がみえるが貴人を送迎する時、従者が主人に対する時、庭上に於いて神拝する時などに行われたもので要するに蹲踞とは静止の容儀であり、行動中一時的に静止して敬意を表するものであった²⁸⁾。日本において蹲踞は『走衆故実』にみられるように、尻を地に着けない姿勢が伝統的に取られていたと思われる²⁹⁾。相撲や剣道では爪先立ちで深く腰をおとし、十分に膝を開き上体を真直にして重心を安定させると教えられている³⁰⁾。神道礼法での蹲踞は、上体が少し前にかかるのは敬意を表する状態であるとして上位者に対し、ひたすら恭敬を表すこととされている。勝負に関わる緊張感高い意義を正したものである武道式の足を爪立て両膝を開き上体を真直にする容儀は、悪しき作法として否定している³¹⁾。剣道における蹲踞の意義・目的は、第一に十分に気合をこめることであり、次に、悠揚迫らざる態度で相手を敬服せしめるような威厳に満ちた蹲踞をすることである³²⁾。蹲踞の効果は、この姿勢によって気力の充実と心の平

静が得られる点と、重心の安定等の効果があるとううところである³⁹⁾。剣道における蹲踞とは、蹲踞という言葉を使用してはいるが神道式の恭敬ではなく、互いに気脈通じ威厳に満ちた態度によってむしろ相手を敬服せしめ、自らの士気を鼓舞し、心の平静にしようとするためのものなのである⁴⁰⁾。講道館が蹲踞礼を爪先立てた座礼に代えた理由は、蹲踞姿勢は不安定な姿勢であり、立技も寝技も両方兼ね備えた講道館柔道の技の体系から、万一礼の途中で相手が攻撃を仕掛けてきたとしても、立技にも寝技にも変化しやすい姿勢、それが爪先立てた座の姿勢であったからであろうとされている⁴¹⁾。

4 講道館柔道の礼法

講道館柔道試合審判規定の取り扱い統一条項柔道における礼法の中に敬礼と拝礼について記してある。

(1) 敬礼

立礼は、まずその方に正対して直立の姿勢をとり、次いで上体を自然に前に曲げ(約30度)両手の指先が膝頭の上・握り拳約一握りくらいのところまで体を沿わせて滑りおろし、敬意を表す。この動作ののち、おもむろに上体をおこし、元の姿勢にかえる。この立礼を始めてから終わるまでの時間は、平常呼吸において大体一呼吸(約4秒)である。直立(気をつけ)の姿勢は、両踵をつけ、足先を約60度に開き、膝を軽く伸ばして直立し、頭を正しく保ち、口を閉じ、眼は正面の眼の高さを直視し、両腕を自然に垂れ、指を軽くそろえて伸ばし体側につける⁴²⁾。

座礼における正座の仕方は、直立の姿勢から、まず左足を約一足長半ひいて、体を大体垂直に保ったまま左膝を左足先があった位置におろす(爪先立てしておく)。次いで、右膝を同様にひいて爪立てたまま右膝をおろす(この場合両膝の感覚は大体握り拳二握りとする)。次いで、両膝の爪先を伸ばし、両足の親指と親指とを重ねて臀部をおろし体をまっすぐに保って座る。この場合両手は、両大腿の付け根に引きつけて指先をやや内側に向けておく⁴³⁾。このあとの座礼は、まずその方に向かって正座し、次いで、両肘を開くことなく両手

を両膝のまえ握り拳二握りのところにその人指し指と人指し指とが約6センチの間隔で自然に向き合うようにおき、前額が両手の上約30センチの距離に至る程度に上体を静かに曲げて敬意を表す。この動作ののち、静かに上体を起こし、元の姿勢に復す。上体を前に曲げるとき、臀部があがらないように留意する⁴⁴⁾。正座からの立ち方では、まず上体を起こして両足先を爪立てて、次いで座るときと反対に、右膝を立て右足を右膝頭の位置に進め、次いで右足に体重を移して立ち上がり、左足を右足に揃えて直立姿勢に復す⁴⁵⁾。

(2) 拝礼

拝礼は、敬礼と同様の方法であるが、体の前に曲げる度が深く、立礼の場合は体を前に自然に約45度に曲げる、両手は膝頭まで滑りおろし座礼の場合は、両手の人指し指と人指し指と、拇指と拇指とが接するようにし、前額を両手の甲に接するまで体を前に曲げ、両肘をつけ敬意を表す⁴⁶⁾。

5 柔道形の礼法

柔道における試合と稽古時の礼法の変遷と意義については前述の通りであるが、柔道における形の礼法も試合の礼法と同様に変遷がある。明治41年(1908)に横山作次郎と大島英助が表した『柔道教範』に、「投の形の第一は浮落ですが、其始には、相手と我とは凡そ十四五尺離れて、互いに禮をするのです。其禮の仕方は、(中略)兩足を爪立て、両手と両膝とを疊に附けて、頭を少し下げるのです。」⁴⁷⁾とあるように、正座ではなく、爪立てた姿勢よりの礼をしていた。大正4年(1915)に出版された『柔道』第2号には、柔道の形の説明として「この形は十五本とも、立ってするのであるから、最初始める時と済んで別れる前に互に立禮をする。その禮の仕方は、各最初坐りなり立ちなりして居る場所から形をする場所まで普通の歩き方で進んで行って、五六尺の距離の所で互に両手を垂れて止まり、自然本體の姿勢で静かに三十度程度身體の上部を曲げるのである。さうして形全體が済んだ時は、又互に元の位置に復って始めたときのやうに禮をして静かに別れるのである。」⁴⁸⁾とあり、立ち姿勢で行うものであるから立礼を行うとある。昭和26年に発行された磯貝

一の『柔道手引』古式の形の説明で、「取は正面に向ひ両手を垂下して直立す受は其側面凡そ、丈内外を隔て、同様直立す互に一禮を爲す（鎧を着て居る形ちであるから普通の場合の禮とは多少形ちが異なって居ります）」⁴⁰とあり、古式の形においては、爪先立てた姿勢からの座礼が採用されていたことが分かる。昭和10年に金丸英吉郎が表した、『講道館柔道修養法』の極の形の説明に「受手捕手双方の距離約二、三間位に向かい合せて立ち、自然本體の姿勢から一緒に膝を屈して両手をつき禮を行う。」⁴¹とあり、爪先立てた姿勢からの座礼が行われていた。また、『講道館柔道修養法』の固の形の説明には「(前略)投の形を行う時の様に先ず双方自然本體の姿勢から、兩膝を屈して坐禮を行ひ」⁴²とあり、爪先立てる姿勢からの座礼が行われていた。

現在行われている柔道の形の礼法を、小谷澄之と大滝忠夫の記した『最新柔道の形全』から見ると以下の通りとなる。「投の形」における礼法は、道場の中央一線上において、取、受揃って正面に対して立礼を行う。次に互に向かい合せて正坐する。両者姿勢を正し、気を平静にし互に坐礼を行う⁴³。「極の形」における礼法は、取受揃って、正面に向かって立礼した後互に向い合い、正坐して、互に礼を交わす。「固の形」における礼法は、道場の中央一線上に両者約6米(3間)の距離をとって立ち、取、受揃って正面に対して立礼する。而して後、互に向かい合せてその場に正坐し、座礼を行う。礼が終わって後立ち上り、共に一步前に進んで自然本體となる⁴⁴。「柔の形」において、道場の中央一線上に、正面に向かって取は右、受は左、両者約6米(3間位)離れ、並んで位置をとる。両者は、先ず正面に向かって揃って立礼をする。次に取と受けは、その場で互に向かい合い、立ったまゝ、一礼を交わす⁴⁵。

「古式の形」における礼法は、道場の中央一線上に、正面に向かって取は右、受は左に、両者約6米(約3間)離れて位置を取る。こゝで受と取は、正面に対して揃って立礼をする。次いで両者は、その場で互に向かい合い、坐礼を行う。この時の坐礼の仕方は、普通の場合とは多少異なっている。即ち、立位の姿勢から徐々に膝を屈げて腰

を下げ、両掌を膝の上につけ、次いで膝をつき、上体を前へかがめながら両手を前へつき足先を立てたまゝ、腰を上げた形で礼をする。終わって上体を起こし、膝頭を上げ、次第に立ち上がるのである。このようにするわけは、この形が鎧を使用した態で行うからであって、この形に限って、旧来の坐礼の法をそのまま行うことにしている⁴⁶。「五の形」における礼法は、道場の中央一線上に、正面に向かって取は左、受は右に、両者約6米(3間位)離れ、並んで位置を取る。こゝで取と受は揃って正面に対して礼をする。次いで、両者はその場で向かい合い、互に礼をする⁴⁷。「講道館護身術」における礼法は、「取」は無手で、「受」は拳銃を懐中にし、右手に杖と、その内側に短刀を持ち、道場の中央に正面に向かって取は右受は左に、両者約6米(3間余)離れて位置を取る。こゝで、取と受は正面に対して揃って立礼、次いで両者は、その場で互に向かい合せて立礼を交わす⁴⁸。

現在行われている形の礼法と、講道館草創期に行われていた形の礼法には、試合時及び練習時に行われる礼法同様に、その形式の変遷が見られる。講道館草創期には投の形・極の形・固の形のように爪先立てる姿勢からの座礼を行っていたものが、次第に、正座からの座礼へと移り変わっている。それは、前述の柔道における試合及び乱取りの礼と同じ流れからであると考えられる。しかし、古式の形においては、講道館草創期のままの礼法が採用されている。この形が鎧を使用した態で行うからであって、この形に限って、旧来の座礼の法をそのまま行うことにしているからである。また、講道館草創期には見られなかった正面への立礼が採用されるようになるが、これは、後述する明治時代末から大正時代にかけての強制的に国家への道徳的忠誠の証しとして、取り入れられた神前への礼、もしくは、教師や先進者が座る上席への礼が影響していると考えられる。

6 正面・上座・神棚への礼

(1) 試合における正面への礼

「個人試合における礼法」では、試合者は、試合場の中央約3.64メートル(2間)の距離をとっ

て向かいあった後、正面に向きをかえ、双方同時に立礼し、次いで、再び互に向かいあって立礼を行い、左足から一步前に進んでそれぞれ自然本体に構える。その後、審判員の「始め」の宣告により、直ちに試合を始める。

試合者は、試合が終わったとき、開始時の位置に戻り、向かい合って自然本体に立ち、審判員による勝ちの宣告と指示あるいは「引き分け」の宣言と動作の後、互いに立礼を行い、次いで正面に向きをかえ、同時に立礼し、終わって退場する⁵⁰⁾。

団体試合を始める場合に両団体は、試合場中央部の両側に約3.64メートル（2間）の距離をとって各々一線（主将を上席とする編成順）に整列して向かい合い、主審の「正面」の合図により上座に向きをかえ、「礼」の合図により一斉に立礼し、終わって再び向かい合う（後略）。団体試合を終わる場合に両団体は、主審による勝ちの宣告と指示あるいは「引き分け」の宣告と動作の後、「礼」の合図により互いに一斉に立礼し、次いで、主審の「正面」の合図により上座に向きをかえ、「礼」の合図により一斉に立礼し、終わって、主審の指示により退場する。団体試合における個々の試合の場合、各試合においては、上座に対する礼を除くほか、個人試合における礼法による⁵⁰⁾。

審判員の礼法は、試合開始前、最初の試合に登場する3人の審判員は、主審を中央にして、上席に相對する場外端の中央に位置し、上席に向かって立礼を行う。その後、審判員は場内（赤畳上）に進み、再度、上席に向かって立礼をし、互いの立礼をした後、それぞれの位置につく。このとき、両審判員は、同時に着席する。第2試合以降、3人の審判員は、場外端の中央で上席に立礼を行った後、それぞれの位置につくこととする。終了する場合も同様に行う。主審・副審が交替する場合は、場内（赤畳上）に歩みよって互いの立礼をしてそれぞれの位置につく。最後の試合を終了後、3人の審判員は場内（赤畳上）で上席に向かって立礼をする。その後、審判員は場外端の中央に進み、再度、上席に向かって立礼をし、試合場を退場する。試合場が複数の場合も、同様に行う⁵⁰⁾。

講道館柔道試合審判規定の個人試合における礼法では、「正面」に礼をするとあり、団体試合に

おける礼法では、「正面」の合図により「上座」に向きをかえ礼をするとされ、審判員の礼法では、「上席」に向かって立礼を行うとある。審判員の位置について、「上席」に相對する場外端の中央に位置するとある。また、国際柔道連盟試合審判規定においても審判員の礼法は「上席」に向かって礼をするとある。ここで講道館規定においては、同じ規定であるにもかかわらず、「正面」に礼と、「上座」に礼と、「上席」に礼の三通り礼がでてくる。「正面」「上座」「上席」とは同じものなのか。もしくは、別のものを意味するのか。また、それらは何なのかについての記載は、講道館規定・国際規定ともに見当たらなかった。

試合場における正面への礼は、講道館柔道において、正面に礼を行うようになったのは、中村民雄の記した「武道場と神棚」によると、明治45年（1912）5月に改正された「柔道修行者心得」の中に、「道場に出席及び退席の時は師範席に向かって敬礼すべきこと」と義務づける記載がなされてからである。これにより、正面（師範席）への礼はしだいに一般化していくこととなる⁵⁰⁾。しかし、明治・大正期の柔道書には、直接神棚や神前への礼を記述した書籍は見当たらなかった⁵⁰⁾。

昭和期（戦前期）になると、柔道書にも大きな変化が見られるようになった。竹田朝次郎著『柔道の手びき』（近代文芸者、1929年）は、「道場及び礼儀」の項において、「先ず道場に入る時も、又出る時に於ても、如何なる時と雖も必ず入口に於て上座（神座）に向かって礼をするのである。縦令、神が祭ってなくても、師範が座に居なくとも、本技を行う神聖なる道場に対する敬虔の念から是を行うのである」と、柔道書では初めて「神座」という言葉が出てくる⁵⁰⁾。昭和10（1935）12月に、講道館に神棚を設置するよう求める建白書が嘉納の元に届いた。このとき嘉納は「宗教に対して信仰はなく、他人が信仰するのは本人次第である。政府も学校で宗教を教えることを禁じており、大教育の場においてはなるべく宗教から離れることが適當である」と述べ、嘉納が書いた柔道書のなかにおいても、神棚のことについては一切触れてはいない⁵⁰⁾。しかし、1年後国家の圧力により昭和12年（1937）1月10日の鏡開式において、道

場内の貴賓席に神殿を祀ることになった⁵⁹⁾。昭和20年(1945)8月15日、「ポツダム宣言」を受諾して連合国に降伏した⁶⁰⁾。そして、同年12月15日、信教の自由と政教の分離を、より厳密に示した「国家神道・神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」(GHQ覚書)が発せられ、この覚書第1号第11項から第13項において、神棚設置の禁止とその除去が命じられ⁶¹⁾、武道総合団体の大日本武徳会が創立以来押し進めてきた神棚(殿)設置、「神前への札」の強制は廃止されることになった⁶²⁾。

(2) 柔道場と神棚

現在多くの柔道場には神棚が祀られている。しかし、講道館創設期には道場に神棚を置くという風習はなかった。また、道場という言葉自体もともと仏教を修行する場所を意味していたものが、やがて芸道や武道を修行する稽古場を指すように転化したことからみても、道場と神棚の組み合わせは特異なことといえる⁶³⁾。それではいつ頃、どのような形で神棚を置くようになったのであろうか。明治37年(1904)に勃発した日露戦争後、地方改良運動の下に、敬神崇祖を基軸とする国民道徳の強化が叫ばれ、国家と国民を結びつける精神的な支柱に神社神道が据えられ、小学生の神社参拝や各家庭での神棚設置が半ば強制させられていた⁶⁴⁾。また昭和10年(1935)に行われた「国体明徴」の決議以来、天皇や国体を楯にとった非合理的な要求がまかり通る社会情勢となり、昭和11年(1936)5月5日～7日に行われた文部省主催の体育運動主事会議において、「道場ニハ神棚ヲ設クルコト」という答申を受け⁶⁵⁾これにより国家によって道場には神棚があって当たり前という状況がつけられ、さらに講道館自体が、右翼国粹主義柔道家等の誹謗中傷に抗しきれず⁶⁶⁾昭和12年(1937)1月10日の鏡開式において、道場内貴賓席に神殿を祀ったことを公表した⁶⁷⁾。これにより、柔道場に、神棚を設置することが当たり前となった。しかし、講道館柔道の創始者である嘉納治五郎は、昭和10年(1935)12月、講道館に神棚を設置するように求める「建白書」が届いた折、「拙者は、すでに書いたものにも発表し居る様に皇室を尊崇し、伊勢の宗廟の如き神を尊ぶものに候へ

共、所謂宗教には関係なく、他人が信仰するは、其人随意、宗教は既往に於て世に益をなしたる場合多く、将来も益をなし得るべきものと考え居り候へ共、宗教は各々対立して居り現に政府も、学校で宗教を教える事を禁じ居る様な次第、世界諸国に於ても、学校に於て宗教を教へざる事に傾き居り候様の実状、個人なり或る団体が、何らかの宗教を尊崇する事、何等差支無之く、講道館の如き全人類の中心機関を以て任じて居る大教育の場に於ては、成るべく対立して居る宗教から掛け離れ居るを適當と認め候」(12月22日付け)⁶⁸⁾という返事を送っているように、道場に神棚を祀ることについて反対の意向を示したのが、結果的には国家の巨大な力により強制的に神棚を祀ることとなった。「今日、柔道場に神棚が祀られているのは、決して宗教的信仰心の発展から普及したのではなく、国家の思想善導策として、天皇制イデオロギー導入の道徳的シンボルとしてもちこまれてきたものなのである。」⁶⁹⁾

(3) 神棚の祭神

我々が道場等でよく目にする神棚は、中世末期以降、伊勢大神宮の御師ご祈祷の巻数として御祓様・大麻を頒布するようになり、それを清浄な棚に安置し保存するようになったのが始まりであると言われている。後、神棚には伊勢神宮をはじめとする神社の神を祀るようになったが、特定の神に固執する風はなかった。家の神棚には様々な機能を持つ神を祀り、互いに重複するものがあったとしてもそれらは家の神として一つにまとめられ、家を守護するものとして考えられ合祀された⁷⁰⁾。柔道場における神棚の祭神については、昭和5年(1930)永吉喜島著『綜合柔道』には、「道場には鹿島の神と香取の神とを奉祀して有る」とし、「普通武道の神として奉祀しますのは鹿島の神である。鹿島の神の武威に就きましては諏訪の神との力比べを前述した通りである。(中略)その他に、桓武天皇を奉祀することも有る。天皇は平安に遷都されてから禁廷に武徳殿を御造営全国の武道家を御集めになり毎年武道大会を御催しなされたからである。」⁷¹⁾と記してある。また、松岡辰三郎著『昭和の柔道』昭和15年(1935)には、「これまで私が指導した多くの道場には神を祭祀

したところは少なかったが、最近に至って道場には神を祭祀することの意義深きを感じずるにいたった。祭人の何人なるかに就いては、敢て論ずるところではない。私の考へる神は、完全無欠の人格を具えたものを意味する。道場は所斯る神の世界であるといふ意味において、道場に神を祭祀することの意義深きをみとむるにいたったのである。』⁷²⁾ という表現で書き記している。柔道書における神棚の祭神の記述について記してきたが、柔道場の神棚の祭神としては、戦いを起源とする武道であるため「武神」を祀るようになった。そして武神である鹿島・香取り神を祀るようになったのである。また、講道館の創始者である嘉納は、前述のとおり、最後まで神棚の設置を拒んでいたため嘉納自身の著書などには神棚については一言も触れられていない。

「日本書紀」によれば鹿島神宮の祭神である武甕槌神(建御雷神)は、香取神宮の祭神、経津主神(伊波比主命)とともに、天照大神の神勅を奉じて出雲の国に降り⁷³⁾、大国主神と交渉の結果円満に国譲りを実現させた⁷⁴⁾。神武天皇が即位の年、神恩感謝の為、鹿島の神を祀ったのに始まるといわれ⁷⁵⁾、武家政権の時代になると武神として崇拜され、源頼朝以後、歴代将軍からの崇敬が篤かった⁷⁶⁾。武甕槌命の神命は、『古事記』記載の神名建御雷神からも分かるのとおり、激しい雷電の勢いを象徴したものである⁷⁷⁾。また、経津主神のフツは、剣の切れる音で、威力を表しており⁷⁸⁾ともに武神にふさわしい名前である。また、荒魂の武甕槌命に対し、和魂の経津主命とも考えられている⁷⁹⁾。「古事記」では、両神は同神であると書かれており、鹿島神宮と香取神宮を合わせて鹿島信仰とも言われている⁸⁰⁾。

IV まとめ

本研究の目的は柔道における礼法の変遷や伝統的な行動の仕方を明らかにし、学校体育におけるその必要性を理解する第一歩とすることであった。

この目的を達するために講道館柔道試合審判規定・文部省柔道指導の手引き・柔道専門書及び体育・武道関係定期行物に記載された論文の中から、礼法及び伝統的な行動の仕方についての記述を探し出し、その意義や歴史的背景等について明らかにした。主な研究結果は以下の通りである。

- ①礼は神事や祭礼に発し、人間関係の基本となるものであったが、時代を経るに従って形骸化していった。
- ②柔道における礼法は、草創期より爪立てた鎧組打ちの座礼が行われていたが、嘉納により指座が奨励され、現在の座礼となり、立礼については大正時代行われるようになった。
- ③前傾した蹲踞は、恭順や敬意を表すものであるが、胸を張った蹲踞は戦闘的な態度を表していた。
- ④講道館柔道の礼法は、一呼吸という間が守られており、敬礼・拝礼に分けられていた。
- ⑤柔道の形における礼法は、時代の流れと共に現在の座礼・立礼に変化してきたが、古式の形には、鎧組打ちの礼法が残っている。
- ⑥正面への礼は、「正面」「上座」「上席」に対して行い、神棚の設置に伴い徹底されるようになった。
- ⑦柔道場の神棚は、明治末期からの国民道徳強化とともに設置されていった。
- ⑧神前に対する礼で、神棚に祀られる祭神は、鹿島、香取の神を奉祀してある道場が多い。



図1 竹内流柔術の礼法



図2 鎧組打の礼法

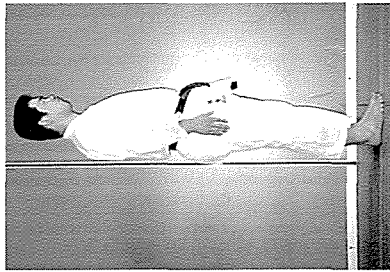


図3

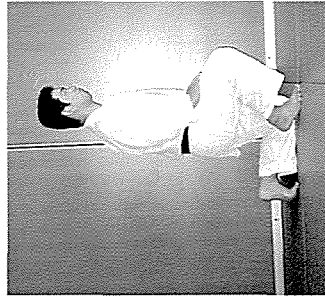


図4

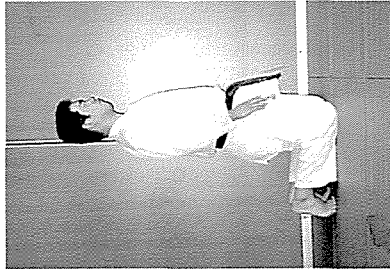


図5

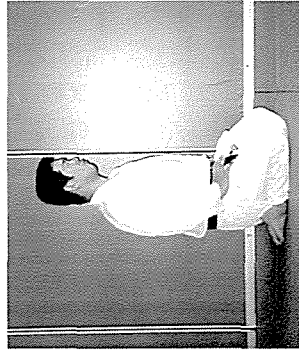


図6

座法 (左座右起)

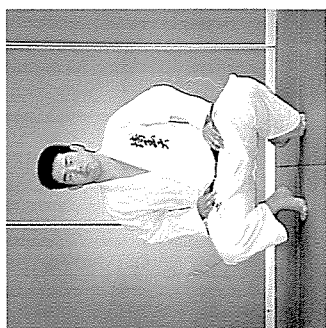
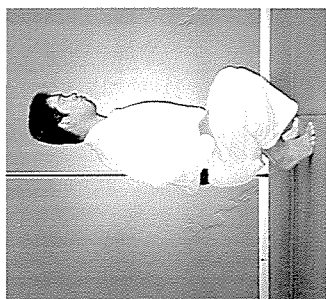


图7 蹲踞

引用・参考文献

- 1) 文部省 学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引き(改訂版) 7頁 1993
- 2) 諸橋轍次 大漢和辞典 大修館書店 第8巻 501頁 1958
- 3) 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹 現代柔道論 大修館書店 70頁 1993
- 4) 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹 前掲書 70頁
- 5) 佐々木武人・柏崎克彦・藤堂良明・村田直樹 上掲書 70頁
- 6) 大隅和雄 大百科事典 平凡社 15集 858頁 1985
- 7) 松本芳三 柔道のコーチング 大修館書店 42頁 1975
- 8) 松本芳三 前掲書 42頁
- 9) 松本芳三 上掲書 42頁
- 10) 中村民雄 武道教育の現状と課題 体育科教育 第41巻第14号 大修館書店 30頁 1993
- 11) 磯貝一 柔道手引草 史料明治武道史(渡辺一郎編 新人物往来者 1971) 所載 637頁 1909
- 12) 中村民雄 上掲書 30頁
- 13) 中村民雄 上掲書 30頁
- 14) 中村民雄 上掲書 30頁
- 15) 中村民雄 上掲書 30頁
- 16) 中村民雄 上掲書 30頁
- 17) 中村民雄 武道場と神棚(2) 福島大学教育学部論集社会科学部門 第42号 10頁 1987
- 18) 中村民雄 前掲書 10頁
- 19) 講道館・全日本柔道連盟 講道館柔道試合審判規定 80頁 1995
- 20) 嘉納治五郎 柔道教本 堀書店 11頁 1931
- 21) 浅見高明 平井仁 正坐と結跏趺座における丹田と重心の位置について 武道学研究 第27巻第1号 2頁 1994
- 22) 浅見高明 平井仁 前掲書 2頁
- 23) 浅見高明 平井仁 上掲書 2頁
- 24) 浅見高明 平井仁 上掲書 2頁
- 25) 諸橋轍二 上掲書 第10巻 931、932頁
- 26) 藤野岩友 中国の文化と礼俗 角川書店 298～301頁 1976
- 27) 新村出版 広辞苑 第四版 岩波書店 1528頁 1991
- 28) 加藤寛 踞蹠考 武道学研究 第13巻第2号 98頁 1981
- 29) 加藤寛 剣道の礼式に関する研究—とくに踞蹠について— 武道学研究 第14巻第1号 19頁 1981
- 30) 加藤寛 踞蹠考 上掲書 98頁
- 31) 加藤寛 踞蹠考 上掲書 98頁
- 32) 加藤寛 踞蹠考 上掲書 99頁
- 33) 加藤寛 踞蹠考 上掲書 99頁
- 34) 加藤寛 踞蹠考 上掲書 99頁
- 35) 中村民雄 武道教育の現状と課題 上掲書 30頁
- 36) 講道館・全日本柔道連盟 上掲書 81頁
- 37) 講道館・全日本柔道連盟 上掲書 81頁
- 38) 講道館・全日本柔道連盟 上掲書 82頁
- 39) 講道館・全日本柔道連盟 上掲書 82頁
- 40) 講道館・全日本柔道連盟 上掲書 82頁
- 41) 横山作次郎・大島英助 柔道教範 史料明治武道史(渡辺一郎編 新人物往来者 1971) 所載 595頁 1908
- 42) 嘉納治五郎 柔の形 柔道 第1巻第2号 42頁 1915
- 43) 磯貝一 柔道手引 精文館 189頁 1931
- 44) 金丸英吉郎 講道館柔道修養法 大洋社出版部 229頁 1935
- 45) 金丸英吉郎 前掲書 207頁
- 46) 小谷澄之 大滝忠夫 最新柔道の形全 不味堂 22頁 1971
- 47) 小谷澄之 大滝忠夫 前掲書 56頁
- 48) 小谷澄之 大滝忠夫 上掲書 197頁
- 49) 小谷澄之 大滝忠夫 上掲書 255頁
- 50) 小谷澄之 大滝忠夫 上掲書 313頁
- 51) 小谷澄之 大滝忠夫 上掲書 123頁
- 52) 講道館 全日本柔道連盟 講道館柔道試合審判規定 83頁 1995
- 53) 講道館 全日本柔道連盟 前掲書 84頁
- 54) 講道館 全日本柔道連盟 上掲書 85頁
- 55) 中村民雄 武道場と神棚(2) 福島大学教育学部論集 社会科学部門 第42号 4頁 1987
- 56) 中村民雄 前掲書 5頁

- 57) 中村民雄 上掲書 7頁
- 58) 中村民雄 上掲書 7頁
- 59) 中村民雄 剣道事典—技術と文化の歴史— 島津
書房 46頁 1994
- 60) 中村民雄 武道場と神棚 (1) 福島大学教育学部
論集 社会科学部門 第39号 48頁 1986
- 61) 中村民雄 武道場と神棚 (1) 上掲書 48頁
- 62) 中村民雄 武道場と神棚 (1) 上掲書 48頁
- 63) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 4頁
- 64) 中村民雄 剣道事典—技術と文化の歴史— 上掲
書 45頁
- 65) 中村民雄 剣道事典—技術と文化の歴史— 上掲
書 46頁
- 66) 中村民雄 武道場と神棚 (1) 上掲書 47頁
- 67) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 7頁
- 68) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 7頁
- 69) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 9頁
- 70) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 2頁
- 71) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 7頁
- 72) 中村民雄 武道場と神棚 (2) 上掲書 7頁
- 73) 国學院大學日本文化研究所 神道事典 弘文堂
622頁 1994
- 74) 国學院大學日本文化研究所 前掲書 623頁
- 75) 川口謙二 神社—その御利益と祭神— 東京美術
48頁 1986
- 76) 国學院大學日本文化研究所 上掲書 623頁
- 77) 川口謙二 上掲書 50頁
- 78) 川口謙二 上掲書 55頁
- 79) 川口謙二 上掲書 55頁
- 80) 川口謙二 上掲書 54頁

(1998年10月12日提出)

(1998年10月19日受理)

The transition of courtesy on Judo and the way of its treating

Seiki NOSE